

健発0331第43号
薬食発0331第10号
平成26年3月31日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

健康局長
(公印省略)

医薬食品局長
(公印省略)

検疫法施行令等の一部を改正する政令の施行について

検疫法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第126号)が本日公布され、本年4月1日より施行されることとされました。

本改正の趣旨及び概要については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係業者等に周知徹底をお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

本政令は、関係政令の規定により定められている手数料等の額について、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられることに加え、国及び地方の人件費の変動や物価の下落等諸般の事情を考慮し、当該手数料等の積算根拠となっている人件費、物件費等の価格について、見直しを行い、手数料等の改正を行うものである。

第二 改正の概要



改正にあたって、以下の①から④までに掲げる政令で規定する手数料等について、その額を引き上げる。

具体的な額については、【別添】を参照されたい。

- ① 検疫法施行令（昭和26年政令第377号）
- ② 薬事法関係手数料令（平成17年政令第91号）
- ③ あへんの売渡価格を定める政令（昭和29年政令第281号）
- ④ 覚せい剤取締法施行令（昭和48年政令第334号）